

亀山市市有財産貸付け（自動販売機の設置）募集要領

1. 趣旨

亀山市では、市が管理する公共施設に、自動販売機（飲料水）の設置を希望する事業者を募集します。

2. 経費負担

(1) 貸付料

事業者は、本事業に係る市有財産の貸付料（消費税相当額を含む。）を市に納付していただきます。

(2) その他の費用

自動販売機（以下「自販機」という。）の設置（新規に引込む電気工事を含む。）及び撤去に要する工事費、移転等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費は子メーターの設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

3. 設置場所及び設置台数

別紙「自動販売機位置図等」のとおり

全施設に設置するものとし、一部設置については認めません。

4. 設置期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

5. 貸付けの制限

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に使用しないこと。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- (3) 本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- (4) 自販機を設置する面積は、市の指定した面積とするとともに、省エネ対策を施した消費効率の良い機種や、災害対応型の機種の設置に努めること。
- (5) 酒類の販売は行わないこと。
- (6) 障がいをお持ちの方に配慮した自販機の設置に努めること。
- (7) 設置事業者は、自販機の売り上げ状況について、市の求めに応じて提出すること。

6. 維持管理責任

- (1) 商品の補充、金銭管理等の自販機の維持管理は、設置事業者の責任において行うこと。
- (2) 賞味期間等に注意を払い、販売品の衛生管理に努めること。
- (3) 自販機の故障、問い合わせ及び苦情処理については、設置事業者の責任において対応すること。

7. 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自販機1台に1個の割合で設置し、周辺環境に配慮したものとすること。
- (2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、設置事業者の責任において行うこと。回収頻度については、回収ボックスから容器が溢れないよう十分配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

8. 原状回復

貸付物件は、貸付期間が満了したときは、市の指定する期日までに原状に回復して返還すること。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することが明らかになった場合は、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができるものとする。

9. 入札参加の申込みにおける必要書類

- (1) 一般競争入札による市有財産貸付け（自動販売機の設置）参加申込書兼誓約書（様式1）
- (2) 市税等納付状況調査同意書（様式2）
※市内に住所を有する個人又は市内に事務所等を有する法人のみ。
- (3) 本店の所在する市町村の市税等の納税（完納）証明書（提出日から前6箇月以内に発行されたもの）
※四日市市、鈴鹿市又は津市に事務所等を有する法人のみ。
- (4) 過去2年間の自動販売機運営事業実績を確認できるもの
- (5) 注意事項
提出書類の作成にかかる費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。

10. 入札参加資格事前確認の通知

参加資格事前確認通知は、原則として参加申込書兼誓約書の提出期限の翌日から起算して5日以内に申請者に対し行います。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、参加無資格確認通知書により、その理由を通知します。

1 1. 入札における必要書類

入札書（様式3）

- ・入札書は市指定の様式を用いること。
- ・貸付物件の合計の1年分の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）を記載すること。
- ・金額の前に¥を記入し、算用数字を使用すること。
- ・金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直すこと。
- ・入札書の封筒は、3箇所割印すること。
- ・一度提出した入札書の変更は認めません。
- ・入札保証金は免除します。

1 2. 開札及び事業者の決定

- (1) 提出された入札書のうち、最低貸付価格（事前公開）以上の最も高い入札額を提出された者を落札者として決定します。
- (2) 落札者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員によるくじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 開札は、令和5年2月27日（月）午前9時から、亀山市役所3階理事者控室にて行い、開札後、応札者に結果を通知します。
- (4) 落札者の決定後、市ホームページにて落札者名および金額を公表します。

1 3. その他

- (1) 本事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による市有財産の貸付けとし、貸付契約により貸付けを行うものとします。
- (2) 本契約による業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、事業者は個人情報保護に関する法令等を遵守してください
- (3) 事業者が事業の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければなりません。
- (4) 自販機設置後に機器等の設置数、設置場所等に変更の必要が生じたときは、市と事業者が協議の上決定し、変更契約等により対応するものとします。
- (5) 本募集要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議のうえ決定するものとします。

様式1

一般競争入札による市有財産貸付け（自動販売機の設置）
参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

F A X _____

メ ー ル _____

私は、亀山市の一般競争入札により、「亀山市市有財産貸付け（自動販売機の設置）」に係る市有財産の貸付けを受けたいので、当該貸付けに係る公告及び募集要領を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みいたします。

また、公告7に定める入札者に必要な資格に関する事項を満たしていることを宣誓します。

様式2

市税等納付状況調査同意書

亀山市公有財産規則第7条第1項ただし書の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

入札者

印

様式3

入札書

令和 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

(入札者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、亀山市の一般競争入札により、「亀山市市有財産貸付け（自動販売機の設置）」に係る公告及び募集要領を承知のうえ、次のとおり入札します。

入札額 (1年間分の貸付料)	円
----------------	---

注意 入札額は消費税及び地方消費税に相当する額(100分の10)を含まない額を記入して下さい。